

伊東温泉競輪企業等協賛レース実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊東温泉競輪の活性化及び新規ファンの開拓、売上の向上を図ることを目的とし、協賛を希望する企業等団体（以下「協賛企業等」）から協賛を得て行う企業等協賛レース（以下「協賛レース」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(協賛者)

第2条 協賛者は、法人、その他団体とする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、協賛者とはしないものとする。

- (1) 風俗営業及びこれに類する事業を営むもの
- (2) 消費者金融業を営むもの
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始決定を受けた事業者
- (4) 法令に違反している又はそのおそれがあると認められるもの
- (5) 市の入札参加資格に関して指名停止措置を受けているもの
- (6) その事業を営むについて、官公署の免許、許可等を必要とする場合に、その免許又は許可等を受けていないもの
- (7) その行う事業又は行為が社会的批判、指弾の対象となっているもの
- (8) 市税を滞納しているもの
- (9) 伊東市暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号のいずれかに該当するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、協賛者として適当でないと伊東市営競輪開催執務委員長が認めるもの

(協賛レースの対象)

第3条 協賛レースの対象は、伊東市（以下「市」という。）が自転車競技法（昭和23年法律第209号。）（以下「法」という。）に基づいて施行する自転車競走で、伊東温泉競輪場において行う競輪（以下「競輪」という。）とし、節を単位として行うものとする。

2 主たる開催のグレードがFⅠ及びFⅡのレースに限る。

(協賛レースの名称)

第4条 協賛レースは、企業名や商店等の屋号又は商品名等を節単位名に使用したレースをいう。

2 協賛レースの名称は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他公共の機関としての公共性若しくは中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令に違反するもの又は違反する恐れのあるもの
 - ア 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づく許可等を要するにもかかわらず、許可等を受けていない商品又

はサービスを提供するもの

- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 暴力、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの
 - エ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
 - オ 社会的に不適切なもの
- (4) 基本的人権を侵害するもの
 - ア 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの
 - イ 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - ウ 第三者の氏名、商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれがあるもの
- (5) 政治性、宗教性のあるもの
 - ア 公の選挙、投票の選挙運動、落選運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
 - イ 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
 - ウ 宗教団体による布教活動を目的とするもの（社会通念上、季節的なイベント等とみなされているものを除く）
- (6) 社会問題についての主義主張
 - ア 個人または団体の意見
 - イ 社会問題についての主義主張や係争中の声明
 - ウ 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ア 虚偽の内容を表示するもの
 - イ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - ウ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - エ 責任の所在及び内容や目的が不明確なもの
 - オ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等しているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）
- (8) その他、前各号に属さないもので市営競輪に協賛するものとして適当でないと認められるもの

（協賛企業等の負担）

第5条 協賛企業等は協賛品として、次の各号に定める内容を負担する

- (1) 優勝選手への副賞として、各級班5千円相当品以上
- (2) ファンサービス品の提供

（協賛企業等の特典）

第6条 協賛企業等の特典は、次の各号に定める内容とする

- (1) 協賛レース名の掲載（出走表、場内テレビ、CS放送、ホームページ等）
- (2) CS放送内で企業等の活動内容や商品のPR
- (3) 車券への協賛レース名の印字（13文字まで）
- (4) 表彰式への参加（表彰式を行った場合のみ）
- (5) 来賓席（観覧席）の提供

（申込方法）

第7条 協賛を希望する者は、企業等協賛レース申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を協賛を希望する競輪開催日の概ね3か月前までに伊東市営競輪開催執務委員長に提出する。

（協賛レースの実施決定）

第8条 第7条の規定による協賛の申込みがあったときは、欠格事項について審査のうえ、協賛レースの実施可否について決定する。

- 2 企業等協賛レースの実施可否を決定したときは、伊東温泉競輪企業等協賛レース実施・不実施決定通知書（様式第2号）により、申込みをした企業等に通知する。

（協賛品の納入）

第9条 協賛レースの実施決定を受けた者（以下「協賛者」という。）は、別に指定する期日までに協賛品を納入しなければならない。

- 2 納入された協賛品は、返還しない。ただし、開催中止等協賛者の責めに帰すことのできない理由により、協賛できなかつたときは、この限りではない。

（協賛者の責任）

第10条 協賛者は、協賛品の内容に責任を負うものとする。

（協賛の取消し）

第11条 伊東市営競輪開催執務委員長は、次の各号に当たるときは、協賛を取り消すことができる。

- (1) 実施決定後、協賛が適当ではない事例が生じたとき。
- (2) 実施決定後、協賛品が指定期日までに納入されなかつたとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、伊東温泉競輪企業等協賛レース実施について必要な事項は、伊東市営競輪開催執務委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

伊東市営競輪開催執務委員長 様

申込者 所在地

法人名

代表者

印

連絡先

企業等協賛レース申込書

企業等協賛レースに次のとおり申し込みます。

1 希望する開催

年度第	回伊東市営伊東温泉競輪【節無・前節・後節】
年 月 日 ()	～ 年 月 日 ()

2 希望する名称

(13文字以内)

(ふりがな)

3 担当者および連絡先

担当者氏名	
所 属	
住 所	
連 絡 先	
F A X	

様式第2号（第8条関係）

伊競第 号
年 月 日

様

伊東市営競輪開催執務委員長 ㊟

伊東温泉競輪企業等協賛レース実施・不実施決定通知書

年 月 日付けで申込みいただきました企業等協賛レースにつきまして、下記のとおり決定いたしましたので、通知します。

記

1 決定の理由等

- 企業等協賛レースを実施いたします。
 企業等協賛レースを実施いたしません。

（実施できない理由： ）

2 協賛レースの名称

3 協賛レースを実施する競輪

- (1) 開催日 年 月 日 () ～ 月 日 ()
(2) 年度第 回【前節・後節・節無】伊東市営伊東温泉競輪（FⅠ・FⅡ）

4 協賛品の納品

協賛品は、開催の2日前までに納品ください。

5 その他

企業協賛レースの詳細については、公営競技事務所と打ち合わせをお願いいたします。

〒414-0055
伊東市岡1280番地
伊東市役所 観光経済部 公営競技事務所
担当：事業係 ○○
TEL 0557-36-0120 / FAX 0557-38-1849
MAIL keirin@city.ito.shizuoka.jp